

新湯治・ウェルネス論文サーチ利用規約

令和 8 年 6 月 1 日別府市告示第 294 号

(目的)

第 1 条 この規約は、別府市が提供する「新湯治・ウェルネス論文サーチ（以下「本サーチ」という。）」を用いて、温泉効果の科学的根拠（以下「エビデンス」という。）を検索し、個人の健康づくりや美容に役立てるとともに、別府市の観光産業の振興及び学術研究の発展等に寄与するため、本サーチの適正な利用を図るため、別府市及び本サーチを利用する者（以下「利用者」という。）に適用する事項を定めることを目的とする。

(本サーチの内容)

第 2 条 本サーチは、エビデンスに関する質問などについて、生成 AI を活用し、チャット（対話型）形式で回答を行う。

2 別府市は、本サーチの回答精度の向上、機能の改善等を実施するが、回答の最新性・正確性等を保証するものではない。

3 本サーチは、全ての質問に回答できる機能を有するものではない。本サーチは、利用者の質問の入力又は選択を基に一般的な事項について回答するものとする。この場合において、質問の表現等によって、利用者の求める事項への回答が的確に表示されないことがある。

4 本サーチは、URL を通知する等外部のサイトを案内することがある。この場合において、利用者は、自己の責任で遷移先を利用することとする。別府市は、遷移先で提供される情報について保証するものではない。

(本サーチの内容の変更・追加・終了)

第 3 条 別府市は、別府市の都合により、本サーチの内容を変更又は追加できるものとする。ただし、この規約の変更を要する場合は、別府市は、本サーチの内容の変更又は追加と併せて第 11 条に従いこの規約の変更をするものとする。

2 別府市は、利用者に事前に通知することにより、本サーチの提供を終了できるものとする。ただし、緊急の場合その他事前の通知が困難な場合は、事後に通知するものとする。

(自己責任の原則及び推奨環境)

第4条 利用者は、本サーチを利用するに当たり、必要な機器等（スマートフォン、パソコン、ソフトウェア及びその他インターネット接続に必要な機器）を自らの負担で用意し、機器の準備に必要な手続も自らの責任で行うものとする。

2 利用者は、本サーチを利用するに当たり、必要な費用（インターネットの通信費等をいう。）を負担するものとする。

3 利用者は、以下の推奨環境で本サーチを利用することとする。

(1) Microsoft Edge 最新版

(2) Google Chrome 最新版

(3) Firefox 最新版

(4) Safari 最新版 (iOS・macOS)

(本サーチに関する知的財産権)

第5条 本サーチに係る一切のプログラム、著作物（この規約を含む。）等の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に定める「知的財産」をいう。以下同じ。）に関する特許権、商標権、著作権等の知的財産権（同法第2条第2項に定める「知的財産権」をいう。）は、別府市又は別府市に利用許諾をした第三者に帰属し、利用者に移転又は帰属しない。

2 利用者による本サーチの利用は、別府市又は別府市に利用許諾をした第三者の知的財産権の利用許諾を受けたことを意味するものではない。

3 利用者は、本サーチの利用に際し、本サーチに係る知的財産を次の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) この規約に従って本サーチを利用するためにのみ使用すること。

(2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、リバースエンジニアリングを行わないこと。

(3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと。

(4) 別府市が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除し、又は変更しないこと。

(禁止行為)

第6条 利用者は、本サーチの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当

する行為又は該当すると別府市が判断する行為を行ってはならない。

- (1) 本サーチのネットワーク又はシステム等に対し、不正にアクセスする行為
- (2) 本サーチの管理又は運営を妨害する行為
- (3) 本サーチのネットワーク又はシステム等に対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為
- (4) 本サーチのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪行為に関連する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 別府市及びその他の第三者に対する詐欺又は脅迫する行為
- (8) 虚偽情報又はわいせつな表現を入力する行為
- (9) 本サーチの本来の目的以外の目的で利用する行為
- (10) その他本サーチの管理若しくは運営に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為

(個人情報等)

第7条 本サーチは、特定の個人情報を考慮した回答をしない。

- 2 利用者は、本サーチに対し、自己又は第三者の個人情報（名前、住所、収入等）を入力してはならない。

(データの利用)

第8条 別府市は、本サーチの回答精度の向上、機能の改善等を目的として、利用履歴（アクセス日時、IP アドレス、選択又は入力された質問及び表示された回答等）、ユーザーエージェント情報（OS、ブラウザの種類等）を収集・記録し、利用する。

(利用可能時間及び利用の停止等)

第9条 本サーチの利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とする。ただし、別府市は、利用可能時間における利用について努力義務を負うのみであり、利用できることを保証するものではない。

- 2 別府市は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本サーチのお知らせに掲載する方法により利用者に周知して本サーチの利用の停止（一時停止を含む。以下同じ。）をすることができるものとする。

ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく、本サーチの利用の停止をすることができるものとする。

- (1) 本サーチに係るハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的又は緊急的に行う場合
- (2) 本サーチに関するセキュリティ上の問題が生じた場合
- (3) コンピュータ又は通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サーチの提供が困難となった場合
- (4) 天災地変、戦争、戦争のおそれ、封鎖、通商停止、革命、暴動、疫病その他の伝染病の流行、物資又は施設の破壊又は損傷、火災、台風、地震、洪水、その他別府市の支配を超える事由が発生した場合
- (5) 法令等又はこれらに基づく措置により本サーチの運営が困難となった場合
- (6) その他前各号に準じる事由により別府市が必要と判断した場合
(免責)

第10条 本サーチの提供に関連して利用者に発生した損害について、別府市の故意又は重過失によるものである場合を除き、別府市は責任を負わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別府市と利用者との間における法律関係が消費者契約法（平成12年法律第61号）に定める消費者契約に該当する場合は、別府市の過失（重過失を除く。）に起因して生じた損害について、利用者本人又は第三者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り、別府市は損害賠償責任を負うものとする。

(規約の変更)

第11条 別府市は、合理的に必要と判断した場合は、効力発生時期を含めてこの規約の条項を変更・追加し、変更・追加した事項を本サーチへの掲載又は別府市が判断する方法で閲覧者に周知するものとする。

(言語対応等)

第12条 本サーチは、日本語以外の言語に翻訳して提供する。ただし、以下の事項を了承の上、利用すること。

- (1) 自動翻訳（機械翻訳）によるため、正確な翻訳ではない場合があること。
- (2) 一部翻訳されないページがあること。
- (3) 一部の利用環境においては、翻訳機能が利用できないこと。
- (4) 遷移先の外部のサイトが翻訳機能に対応していない場合があること。

2 この規約を含む本サーチの提供に当たっての正文の言語は、日本語とする。それ以外の言語は、参考文とする。

（分離可能性）

第13条 この規約のいずれかの条項又はその一部が消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、この規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

（使用言語）

第14条 利用上の問合せ等は、日本語で行うこととする。その他の言語を使用する場合は、日本語訳を要することとする。

（準拠法と合意管轄）

第15条 この規約は、日本法に基づいて解釈される。

2 この規約による本サーチの利用及びこの規約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

（その他）

第16条 別府市は、この規約の目的を達成するため必要がある場合は、所要の措置等を講ずることができるものとする。

2 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。